

○厚生労働省告示第三百四十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第4」を「第5」に改める。

第二号中「第5」を「第6」に、「第10」を「第11」に改める。

第三号中「第9」を「第10」に、「第10」を「第11」に、「第12」を「第13」に、「第16」を「第17」に改める。

第四号中「第11」を「第12」に、「第六百六十五条」を「第六百二十五条」に改める。